

北海道告示第 11081 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 28 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 6 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン石狩緑苑台ショッピングセンター
石狩市緑苑台中央 1 丁目 2、2 丁目 2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹
札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 石狩市花川東 1-1450 ほか
(変更後) 石狩市緑苑台中央 1 丁目 2、2 丁目 2

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン株式会社	代表取締役 岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	(7)
株式会社ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川 1-23-5 新川イースト 6F	(1)
六花亭商事株式会社	代表取締役 小田 文英	帯広市西 24 条北 1 丁目 3 番 19 号	(9)
株式会社オブティ	代表取締役 佐藤 靖二	函館市本通 2 丁目 2 番 19 号	(1)
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 坂本 敏之	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 122	(7)
有限会社カツセ	代表取締役 渡邊 史人	札幌市西区八軒 5 条西 11 丁目 1 番 23 号	(7)
株式会社ゲオフォールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 央	(7)

株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	(ク)
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	会津若松市インター西 31 番地	(カ)
株式会社音の岩泉	代表取締役 鈴木伸也	札幌市東区北 25 条東 14 丁目 3-8	(キ)
株式会社ハニーズフォールディングス	代表取締役 江尻英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	(ク)
有限会社ワンラブ	代表取締役 野田 則生	愛知県名古屋市東区徳川町 1402 番地 ワンラブ徳川ビル 1 階	(シ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成 17 年 7 月 1 日

上記(3)イ 平成 19 年 8 月 21 日 ほか

(5) 変更する理由

上記(3)ア 町名・地番表示変更のため

上記(3)イ(ア) 小売業者変更のため

上記(3)イ(イ)~(シ) 小売業者追加のため

2 届出年月日

令和 6 年 5 月 16 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 6 月 28 日(金) から令和 6 年 10 月 28 日(月) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで